

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」地域向け説明会
(質問事項への回答)

KPIについて

- Q. インバウンドの入込数値について、どの程度の把握が必要か。また、現状把握できていない場合でも、今後把握する予定があれば申請は可能か。
- A. インバウンドの入込数値は、今回新たに調査し把握いただく必要はなく、他の計画等既存の資料から転用可能なものがあれば、そちらを活用ください。形成計画策定者がDMOの場合は、観光庁より別途求める予定の外部マネジメントにおけるDMO活動による直接効果との整合性にご留意ください。一方、各スキー場のインバウンド来場者数については必ず記載をお願いしています。チケット販売日数ベースでの各スキー場のインバウンド来場者数を記載ください。現状把握できていない場合でも申請は可能ですが、未記入の場合は形成計画の審査に影響がありますことご留意ください。
- Q. 経済波及効果について、現時点で未実施、今後実施予定の場合、予定の旨のみ記載して、申請は可能か。また、経済波及効果の算定方法について、さまざまな方法があると思うが、今回の公募では、環境省が作成する手引書に沿った形で算定するのか。
- A. 経済波及効果については、R7年度審査にあたっては必須ではございませんので、予定の旨のみ記載して、申請は可能でございます。また、今回の公募では、方法については、指定はなく、データ収集の手法、範囲、対象、時期等分析における具体的な内容を形成計画様式1-1KPIに記載してください。
- Q. インバウンド消費額について、地域のスキー場から算出が難しいとの声が出ているが、どのように算出すればよいか。
- A. 推計方法としては、例えば各スキー場の来場者数とインバウンド来場者数からインバウンド割合を出していただき、その数値を各スキー場の全売上にかけて算出する方法等が考えられます。なお、R7年度申請にあたっては、記載は必須ではございません。

補助対象事業について

- Q. 導入機器の支払方法がリースや割賦販売など複数年の支払となる場合、補助対象経費としては、本年度の支払部分のみが補助の対象となるのでしょうか。それとも、支払総額全体が補助の対象となるのでしょうか。

- A. 当事業は、国際観光旅客税財源を用いた事業であり、毎年度予算の使途に関して洗い替えが行われるものであることから、複数年度での事業実施が困難である状況です。そのため、複数年の支払となる場合、補助対象経費としては、本年度の支払部分のみが補助の対象となります。
- Q. 補助対象事業として選定されたのちに、計画の詳細（金額や受注者）を申請時の内容から変更することは可能でしょうか。
- A. 補助対象事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、事業実施中に交付決定を受けた金額の範囲内で補助事業の内容（20%未満の減額などの軽微な変更を除く。）を変更する際には、変更にかかる契約前に、所定の様式を提出し、「交付決定変更通知書」を受ける必要がありますので、事前に事務局へご相談ください。また、内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。
- Q. 従来ホテルとして使用していた建物を撤去し、同敷地内でレストラン施設へ建て替える場合、当該料飲施設の建設に係る費用は補助対象となるのでしょうか。
- A. 当事業のレストハウス等の改修・撤去は、スキー場ゲレンデ内に立地し、休憩等に利用する施設であって、もっぱらスキー場の利用者が滞在する範囲に限るとしておりますので、補助の対象外となります。
-

資料共有について

- Q. 説明に使用されたPPT資料を頂くことはできませんか。
- A. 説明会で用いた資料を当Q&Aと併せて公表しておりますので、参考にしてください。https://www.ml.it.go.jp/kankocho/kobo04_00015.html に掲載しています。
-

事業に関するご意見

- Q. 当事業は、何年度まで継続される見込みでしょうか。
- A. 未定です。
- Q. 形成計画については、地域関係者との協議に時間を要するため、先行して実施要領等を公表いただきたい。
- A. 実施要領等の公表時期に関しましては、来年度以降、事業が実施される際は、時期を早める等検討させていただきます。